平成１８年４月１７日司研企第001106号（組ろ－４）
地方裁判所事務局長・家庭裁判所事務局長・地方検察庁事務局長・ 弁護士会事務局長
あて司法研修所事務局長事務連絡

「司法修習生の規律等について」の趣旨等について（事務連絡）

本日付けで司研企第001011号司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」が発出されました。この定めの趣旨等は，別添のとおりです。

「司法修習生の規律等について」の趣旨等について

司法修習生に関する規則（昭和２３年最高裁判所規則第１５号）の改正がされ，平成１８年度から新司法修習がスタートし，司法修習の体系が大きく変革を迎える中，司法研修所は，新しい司法修習に対応する大幅な事務の見直しが必要となった。

そこで，これまで当司法研修所及び実務修習中の配属庁会において司法修習生事務の指針となっていた「司法修習生の規律等に関する規程」（昭和２８年７月１日施行司法研修所規程第１号，以下「規律等規程」という。）及びその他当司法研修所で定めた種々の運用通知等の全面的な見直しを行うこととした。

この「司法修習生の規律等について」の定め（以下「規律等の定め」という。）は，現行の規律等規程を廃止し，司法修習生に関する規則１１条１項に基づいて，新たに定めたものである。

規律等規程等との変更点は，別添の対照表のとおりである。

第１　定義について

ここでは，用語の定義を整理するとともに，従前の「司法修習生に関する規則第６条の運用について（昭和６３年１２月２２日付け司研企第３９７号司法研修所長通知，以下「規則６条運用通知」という。）」を統合したことによる「休日等」，「自由研究日」及び「自宅起案日」の概念を明確にした。

また，従前は，司法修習生が修習場所へ出向いて修習することを「出勤」と呼称していたが，司法修習生には勤務の概念がないことから「出席」と呼称することとした。

なお，司法修習生が出席を要しない日として，自由研究日と自宅起案日のほかに，「修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを要しない日（規則６条運用通知記４）」の概念があったが，これが昭和６４年（平成元年）当時の裁判所及び検察庁における土曜閉庁の試行を契機として定められた経緯に照らし，これを廃止した。

おって，自由研究日の概念については，修習日の種別について相対的な説明をしたものであって，「自らの自覚と責任において修習の実を挙げるために使うべき日であり，休暇ではない。」との実質については何ら変わることはない。

第２　宣誓について

司法修習生の宣誓については，これまで明文でその根拠，内容，方法等について定めたものはなかったが，司法修習生に修習専念義務，守秘義務等を宣誓

させ，その自覚を促す趣旨から定めたものである。

現行司法修習については，前期修習の初めに司法研修所で宣誓を実施する予定であり，新６０期についても，導入研修が司法研修所で行われることから，その開始日に行う予定であるが，今後新司法修習の開始が分野別実務修習からとなってからは，配属庁会において宣誓を実施する。

宣誓の具体的な方式等については特に明文化していないが，分野別実務修習の開始日等に，別紙様式第１の宣誓書を朗読させ，署名押印させることになる。宣誓書は，配属庁会で回収，保管する。宣誓を実施したことは，司法研修所へ報告する必要はない。

宣誓書の保管期間は，修習終了までとし，修習期間経過後，適宜廃棄して差し支えない。

第３　身分証明書について

特に変更点はない。

第４　身上等に関する届出

規律等規程では，２条で身上届出義務を定め，３条で住所の届出義務を定めていたが，規律等の定めではこれを一本化し，更に緊急連絡先の届出を要するものとした。また，身上の変更があった場合の届出義務を簡素化し，住所及び氏名の変動に限るものとした。

緊急連絡先は，修習単位ごとに，その開始時に届け出ることを要する。これに伴い，規律等規程４条１項の宿泊を要する内国旅行の届出義務は廃止した。

なお，緊急連絡先の届出内容として携帯電話の電話番号を含むものとしているが，司法修習生に携帯電話番号の届出を強制するものではない。

おって，平成１７年度採用（第５９期）司法修習生については，既に最後の修習単位の修習が始まっているが，改めてこの定めによる緊急連絡先の届出をさせる必要はなく，各配属庁会で，その修習単位の修習の開始時に，緊急連絡先の記載を含む現住所届を提出させている等，実質的に司法修習生の緊急連絡先が判明しているのであれば，内国旅行届の提出を不要とすることは差し支えない。

第５　欠席

欠席承認申請書は，現在，単票形式の用紙を使用している配属庁会が多数であると思われるが，配属庁会の実情により，例えば司法修習生ごとに１枚のカ

ード形式とする等，適宜の様式とすることは差し支えない。なお，カード形式を採用する場合，配属庁会で申し合わせることが相当であり，カードの紛失等に備えて欠席管理の補助簿を作成しておく必要があると考えられる。

欠席の承認，不承認を決定したときは，司法修習生に対し，その結果を通知することを明文化したが，通知の方法は適宜でよく，これまでの配属庁会における運用の枠組みを変えるものではない。

欠席が正当な理由によるものかどうかの判断基準は，これまで規則６条運用通知記３及び平成２年３月１９日付け「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」が実務の指針となっていたが，「一般職の職員の勤務時間，休暇等に関する法律」１９条（特別休暇）の改正や修習期間の短縮，新司法修習における選択型実務修習の導入，社会生活の変遷等に伴い，従来の基準では判断に窮する場面も多くなってきているところである。そこで，規律等の定めでは，前記法律の「規定の趣旨を，司法修習生の地位，性質に適合する限度において参酌する」ものとし，かつ，「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」を刷新（平成１８年４月１７日付け司研企第001016号司法研修所長通知「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」）し，情勢の変化に対応したものにするとともに，具体例を多く盛り込み判断の参考に資するものとした。

長期欠席報告は，従前は連続６日以上の欠席を対象としていたが，これを連続５日以上の欠席を対象とすることにした。長期療養を要する疾病等，修習の継続を困難にする事情の把握を主眼とする定めであり，司法研修所への報告の際には，司法修習生から診断書等が提出された場合にはその写しを添付する。

一つの修習単位で修習を要する日の２分の１を超える欠席をした司法修習生に関しては，成績の評定を原則として「不可」とすべきこととした。これに伴い，一つの修習単位における修習を要する日の日数と，当該司法修習生の欠席日数の把握は，これまで以上に留意する必要がある。

欠席承認結果は，従前，１箇月ごとに報告することになっていたが，これを修習単位ごとの報告とした。

なお，欠席承認の運用基準についての司法修習生に対する周知は，これまで同様，「修習生活へのオリエンテーション」に掲載する予定であるが，平成１８年４月期採用（第６０期）司法修習生に対しては，その追録版を前期修習中に配布して周知した。

第６　外国旅行

規律等規程では，外国旅行申請の承認権者は，全修習期間を通じて司法研修

所長であり，実務修習期間中における外国旅行申請は，実務修習地の地方裁判所長を経て司法研修所長に送付することになっていたが，規律等の定めでは当該承認権者をその旅行期間に当たる修習中の司法研修所長又は配属庁会の長とした。これは，昨今の外国旅行申請数の増加による事務負担，申請先となる配属庁会から地方裁判所を経由して司法研修所で承認の判断をするという手続の煩雑さ，外国旅行に多く伴う欠席の承認権者と外国旅行の承認権者が異なることによる弊害をそれぞれ解消する狙いがある。

承認権者をこのようにしたことから，規律等の定めでは，申請期間及び申請の宛先の手続要件のほか，承認要件を明確化した。

なお，別紙に，外国旅行の承認判断の資料となるチェックシートを参考添付したので，事務担当者において決裁資料として添付するなどして適宜利用されたい。

外国旅行は，多くの場合欠席を伴う。このため，外国旅行申請を承認するか否かは，欠席を承認するか否かの判断によることも少なくない。その判断に関しては，前記「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」によることとなるので御留意いただきたい。

指導担当弁護士に同行する外国旅行は，修習目的がなければこれを承認することはできない。したがって，配属先弁護士事務所のいわゆる事務所旅行に司法修習生が同行することは，その日が休日等又は自由研究日等の欠席が正当な理由によるものと認められない限りは，「修習のため」とは言えず，承認できないことになる。

旅行期間は最長９日以内とした。これは，結婚に伴う欠席が最長５日間認められることから，その５日間を月曜日から金曜日までに充てて前後の土曜日及び日曜日を含めると，９日間の新婚旅行が可能なことによる。実際には，その前後の金曜日又は月曜日が祝日である場合に，１０日以上の日が出席を要しない日となることもあり得るが，あまりに長期間の外国旅行は，旅行後の司法修習に支障が出る可能性があることから，最長９日とした。

帰路の航空便が欠航となるか又は遅延するなどして，帰着日の翌日の修習日に欠席する事態が生じた場合は，もともと無理のある旅行計画を立てた司法修習生の責任に帰するとして，正当理由がある欠席とは認められないことがある。この場合は，修習欠落という重大な結果をもたらす可能性があるため，旅行計画の立案に当たっては，修習に支障が生じないようにしなければならないものとした。

外国旅行申請に対する承認，不承認の決定は，申請者に対して通知する。こ

れまで，司法研修所においては，承認書を作成し，申請者に交付していたが，必ずしも書面による必要はない。

旅行期間が二つの修習単位にかかるときは，当該外国旅行申請の承認権者は，前の旅行期間の修習を担当する司法研修所長又は配属庁会の長とし，判断に当たっては次の旅行期間の司法修習を担当する司法研修所長又は配属庁会の長の意見を聴取するものとしたが，その意見については，後日確認できるようにするために意見書又は電話聴取書等の書面を作成しておくことが相当である。また，承認，不承認の結果についても，後の修習を担当する指導担当者等に知らせるために，同様の扱いをすることが相当である。この取り扱いについては，配属庁会で申し合わせていただきたい。

第７　兼職等の許可申請

特に変更点はない。

（別紙）

外国旅行申請チェックシート

第　期　氏　名　　　　　　　　　の外国旅行について

1　旅行目的

□　新婚旅行　　□　観　光　　□　その他（　　　　　　　　）

2　旅行日数

□　３日以内　　□　４日ないし９日間（　　日）

3　係からの指導事項

□　指導事項なし

□　翌日が修習日であるので，帰国が遅れないよう注意したい。

□　期間短縮を促したが，申請を維持する旨述べたので，不測の事態により帰国が遅れ修習に支障が生じた場合には，非違行為等の対象となる可能性がある旨を告知した。

4　修習に対する支障の有無

□　土・日・祝日・自由研究日・年末年始を利用するため，修習に支障がない。

□　欠席を伴う（自由研究日の欠席を除く。）ため修習に支障がないとはいえないが，申請に係る事情から見てやむを得ない。

合同修習等の代替性のない修習を欠席する場合，その相当性の検討

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

5　係意見